

黒松内町いじめ防止基本方針

(案)

平成28年3月

黒松内町

(平成30年 月改定)

目 次

第1章	策定に当たって	1
1	はじめに	
2	策定の目的	
3	公表と見直し	
第2章	基本的な考え方	2
1	いじめの定義	
2	いじめの解消	
2 3	いじめの防止対策の基本理念	
3 4	いじめ防止対策の取組方針	
第3章	取組の役割	5
1	町・教育委員会の取組	
2	学校の取組	
第4章	重大事態への対処	7
1	重大事態の把握及び報告	
2	調査の実施	
3	調査結果の提供及び報告	
4	再調査の実施	

参考 関係法令等

- いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日）
- 北海道いじめの防止等に関する条例（平成26年北海道条例第8号）
- 北海道いじめ防止基本方針（平成26年8月6日（平成30年2月 日
改定））

第1章 策定に当たって

1 はじめに

児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってははいけません。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるからです。

いじめは、どの子にでも、いつでも、どこでも起こるかもしれないこと、また、被害者にも加害者にもなりえるとの認識を持ち、児童生徒の身近にいる大人一人一人が、温かい目と心を持って接することが大切です。

一人の児童生徒もいじめがない生活を過ごし、それぞれの命を大切にし、また、お互いの人格を尊重しながら、夢や希望を叶えることができる環境づくりを目指します。

2 策定の目的

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法律」という。）第12条の規定に基づき、黒松内町におけるいじめの防止対策や発生した場合の対処等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、策定します。

3 公表と見直し

町は、本方針と各学校が策定する学校いじめ防止基本方針を公表します。

また、国又は北海道が定める法令や条例、基本方針等の改定や本方針に基づく対策の取組において、必要と認められるときは、本方針の見直しを検討します。

児童生徒：黒松内町立小中学校に在籍する児童及び生徒

学校いじめ防止基本方針：法律第13条に規定する学校の方針

町：黒松内町

第2章 基本的な考え方

1 いじめの定義

本方針において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

○いじめを受けた児童生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。

○インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童生徒が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。

~~○児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることを踏まえ、対応する。~~

○児童生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童生徒が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童生徒が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、法第22条の規定に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

○「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢

で対応する。

~~○発達障がいを含む障がいのある児童生徒については、その特性から、いじめを受けている可能性があるという認識や相手が嫌がっているという認識が弱い場合があることを踏まえ、対応する。~~

○児童生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「発達障がいを含む障がいのある児童生徒」や「海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒」、「性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒」、「東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒（以下「被災児童生徒」という。）」等学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

また、いじめには、様々な形態があり、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

明らかな犯罪や事故については、直ちに警察への通報により対処することとします。

なお、警察への相談や通報については、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮する必要があります。

2 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている

必要があります。

ただし、必要に応じ、被害児童生徒と加害児童生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することが大切である。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2-3 いじめの防止対策の基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、

全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として、行わなくてはなりません。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、そして、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨とします。

加えて、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町や学校、地域社会、家庭のほか関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行います。

3.4 いじめ防止対策の取組方針

(1) 児童生徒

いじめをしてはいけないことを保護者や学校、地域社会等を通じて理解し、お互いの違いを認め合い、支え合える人間関係をつくります。

(2) 保護者

子どもの教育について第一義的責任を有するとの自覚を持ち、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう他人を思いやる心を養うよう教育とその言動に、必要に応じ、自ら範を示すなどして努めます。日頃から、子どもと一緒に悩みや相談をともにできる関係を築き、もし、子どもがいじめを受けた場合やおそれがあった場合には、一番の理解者として守り心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるように努めます。~~子どもと一緒に悩みや相談をともにできる関係を築きます。~~

また、いじめが行われた場合や疑いがある場合には、速やかに学校又は町などに通報や相談をするよう努めるものとします。

(3) 学校

学校及び教職員は、在籍する児童生徒が心豊かに成長できるよう、児童生徒一人一人についての理解を深め、学校いじめ防止基本方針に基づき、児童生徒と早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努めるなどのいじめの未然防止といじめが発生した場合の早期対応ができる環境づくりをします

(4) 地域社会

近所に暮らす住民や文化やスポーツ、クラブ活動等の指導者など、児童生徒に関わる大人として、温かく触れ合える機会を大切にし、見守ります。いじめが行われた場合や疑いがある場合には、速やかに学

校又は町などに通報するなど、教育委員会や学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するよう努めるものとします。

(5) 町

本方針に基づき、保護者や学校、地域社会及び関係機関等と協力し、いじめの防止及び早期の解決を図るため、必要な取組を行い、いじめのない地域社会づくりを目指します。

いじめの定義（前文）：法律第2条に規定するいじめの定義と同様とする。ただし、法律において、「児童等」とあるのものを「児童生徒」と表記。

「いじめを理解するに当たっては、次の点」：北海道いじめ防止基本方針から引用

「いじめには、様々な形態があり、次のようなもの」：北海道いじめ防止基本方針から引用

~~いじめ防止対策委員会~~学校いじめ対策組織：法律第22条の規定に基づく組織。名称は、各学校で定めるものとする。

地域社会：町内に居住する者又は町内に勤務する者、町内の自治組織及び団体、町内で事業を営んでいる個人及び法人をいう。

教育委員会：黒松内町教育委員会

第3章 取組の役割

1 町の取組

町は、教育委員会が中心になり、いじめ防止や発見、その解決に向け、次に掲げる取組の実施等に努めます。

(1) 主な取組

- いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制整備
- いじめ防止等のために、家庭、学校、関係機関及び地域社会との連携
- 児童生徒及び保護者等への啓発活動や教育的な取組
- 子ども会議における児童生徒同士がいじめの問題を考え、議論する場の開催
- いじめの実態把握の調査
- 北海道教育庁が実施しているインターネットパトロールとの連携
- スクールカウンセラー派遣等の相談体制の提供
- 放課後子ども教室など、学校・家庭・地域社会の連携による子どもたちの居場所づくりと子どもたちを見守る環境づくり
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組への支援
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置付け、評価結果を踏まえた改善の指導、助言
- 教職員の研修機会及び情報の提供
- 重大事態以外のいじめが確認されたときの学校等との対応
- PDCAサイクルによる町いじめ防止基本方針等の点検・見直しの取組

(2) 関係組織の設置

上記(1)に掲げる取組の効果的に進めるため、必要があると認めるときは、学校、教育委員会、児童相談所、警察その他の関係者により構成される「黒松内町いじめ問題対策連絡協議会(仮称)」を設置するものとします。

2 学校の取組

学校は、学校いじめ防止基本方針(以下「学校基本方針」という。)を定め、これを公表します。

国や北海道、町のいじめ防止基本方針などを参考として、必要と認められるときは、学校基本方針の見直しを検討します。

学校は、学校基本方針に基づき、いじめ防止等のための具体的な取組を進

めます。この中で、いじめの未然防止に向けた取組のほか、いじめの早期発見と解決に取り組みします。

いじめがあることが確認できた場合は、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認したうえで、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど適切な指導を組織的に行います。同時に、教育委員会に状況報告するとともに、必要に応じて家庭や関係機関への情報提供及び連携に取り組みます。

未然防止の基本となるのは、児童生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的な参加や活躍できるような、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる学校づくりを行います。

研修等を通して、教職員は、児童生徒に直接指導する立場であることから、自らの不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう図ります。

また、対応は学校における最重要課題の一つですが、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に取り組める環境づくりを行います。

(1) 主な取組

- 学校いじめ防止基本方針の策定及び児童生徒や保護者等への周知
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価（取組目標の設定を含む）の位置付
- 児童生徒からいじめの相談を受けやすい環境づくり
- 児童生徒同士がいじめの問題を考え、議論する場としての児童会や生徒会等の取組や、北海道教育委員会・教育委員会が行う子ども会議等への参加
- いじめ調査の実施
- 必要に応じ北海道立学校が策定する「学校いじめ未然防止プログラム」や「早期発見・事案対処マニュアル」の策定
- 教職員の研修の実践
- 教育委員会及び保護者への状況報告
- 必要に応じ学校・学級への情報提供や説明会の開催

(2) いじめ防止等の対策のための組織の設置

学校は、~~法第22条の規定に基づき、~~自校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員等で構成する「~~いじめ防止~~

~~対策委員会（仮称）~~「学校いじめ対策組織」を組織設置します。

黒松内町いじめ問題対策連絡協議会（仮称）：法律第14条に規定する協議会。名称は、町
で定めるものとする。

学校いじめ防止基本方針：法律第13条の規定に基づく方針

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の把握及び報告

いじめによる重大事態が発生したときは、学校は直ちに教育委員会に報告します。教育委員会は、学校からの報告を受け、法律第30条第1項の規定に基づき、その発生について町長へ報告します。

なお、いじめられて重大事態に至ったという児童生徒や保護者から申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして同様に対処します。

これら対処に当たっては、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」などに沿って、速やかに行います。

重大事態とは、法律第28条第1項で掲げる次のものをいいます。

①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○児童生徒が自殺を企図した場合（自殺を図った、自殺を図ろうとした場合）

○身体に重大な傷害を負った場合

○金品等に重大な被害を被った場合

○精神性の疾患を発症した場合 などが考えられます。

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○相当な期間とは、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、対処します。

2 調査の実施

教育委員会は、学校からの重大事態の発生の報告を受け、速やかに事実関係を明確にするための調査を行います。

教育委員会は、学校からの報告内容に加え、重大事態の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを考慮し、調査主体を学校又は教育委員会の下に設置する組織が行うかを判断します。

○学校が主体となって調査を行う場合

各学校に設置している「~~いじめ防止対策委員会（仮称）~~」「~~学校いじめ対策組織~~」を母体として行い、その他事案に応じて必要な人及び機関等を参加させます。なお、教育委員会は、実施する学校に必要な指導及び人的措置も含めた適切な支援を行います。

○教育委員会が主体となって調査を行う場合

学校が主体となり行う調査では、十分な結果が得られないと判断するなどの場合には、教育委員会が主体になり調査を行います。調査母体は、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識や経験を有する者、当該案件の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していない者（第三者）等で構成する調査組織を設置します。なお、法律第14条第3項で規定する教育委員会の附属機関を設置している場合には、その調査機関をもって調査組織とします。

3 調査結果の提供及び報告

学校又教育委員会は、法律第28条第2項の規定に基づき、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、調査により明らかになった事実関係等その他必要な情報を適切に提供します。また、教育委員会は調査結果を町長へ報告します。

なお、これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

4 再調査等の実施

町長は、調査結果の報告を受け必要があると認めるときは、法律第30条第2項の規定に基づき、再調査のための附属機関を設置し、再調査を行います。

再調査のための附属機関については、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識又は経験を有する者、当該案件の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有していない者（第三者）等で構成し、当該調査の公平性・中立性を図るよう努めます。

町長は、再調査を行ったときは、その結果を町議会に報告するとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。